

1 問ごとに条文を必ず確認！！

逐条都市再開発法に書き込みをする

※問題番号の横の数字は出題年-出題 No

[No. 1]15-30

正解 2

1. ○ 都再法第 9 条第七号、第 23 条第 1 項。
2. × 都再法第 9 条第七号、第 25 条第 1 項の規定より、組合の理事及び監事の任期は 5 年以内。
3. ○ 都再法第 9 条第十二号、施行規則第 1 条の 11（第 1 条の 8 準用）
4. ○ 都再法第 9 条第六号、第十二号、施行規則第 1 条の 11（第 1 条の 8 準用）

→定款に定めなくてはならない事項（都再法第 9 条）は全部覚えよう！**<参考>都再法第 9 条第十二号 その他国土交通省令で定める事項**

省令第 1 条の 11（定款に記載事項）

法第 9 条第十二号の国土交通省令で定める事項については、第 1 条の 8 の規定を準用する。

↓ ↓ ↓

省令第 1 条の 8（規準又は規約の記載事項）

法第 7 条の 10 第十号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 審査委員に関する事項
- 二 会計に関する事項

[No. 2]25-33

正解 1

1. × 理事会に関する事項は、都再法上の必須事項ではない
2. ○ 都再法第 9 条第十二号、同法施行規則第 1 条の 11 を準用する第 1 条の 8 第一号
3. ○ 都再法第 9 条第十二号、同法施行規則第 1 条の 11 を準用する第 1 条の 8 第二号
4. ○ 都再法第 9 条第四号

[No. 3]14-35

正解 2

1. × 都再法第 9 条第十二号→施行規則第 1 条の 8、第 1 条の 11 より、審査委員に関する事項の定めは必要。
2. ○ 都再法第 9 条第二号。
3. × 都再法第 9 条第八号により、総会に関する事項は必須。
4. × 都再法第 73 条第 1 項第十七号により、権利変換期日は定款ではなく、権利変換計画書に記載される。

[No. 4]24-34

正解 2

1. ○ 都再法第 9 条第二号。
2. × 都再法第 9 条第十号より事業年度は定款に定めるが、同法第 12 条第 1 項 (→7 条の 11) より資金計画は事業計画に定める。
3. ○ 都再法第 9 条第十一号。
4. ○ 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限は都再法第 71 条第 1 項、第 5 項に定められており、定款に定めるものではない。

[No. 5]22-33

正解 2

1. ○ 都再法第 9 条第七号、第 23 条第 1 項。
2. × 都再法第 9 条第七号、第 25 条第 1 項より、定款に定める理事及び監事の任期は 5 年以内である。
3. ○ 都再法第 9 条第十二号、同法施行規則第 1 条の 8 第一号、第 1 条の 11。
4. ○ 都再法第 9 条第十二号、同法施行規則第 1 条の 8 第二号、第 1 条の 11。

[No. 6]17-27

正解 1

1. × 都再法第 7 条の 9 より個人施行の事業認可は都道府県知事が行う。
2. ○ 都再法第 7 条の 13。
3. ○ 都再法第 11 条第 1 項、第 2 項。
→組合設立認可申請＝所有権又は借地権を有する者 5 人以上。
4. ○ 都再法第 13 条。→住宅建設の目標が定められていなければ必要ない。

[No. 7]20-33

正解 3

1. × 都再法第 11 条第 1 項、第 2 項。
2. × 都再法第 31 条第 5 項。
→認可の公告があった日から 30 日以内に理事監事選挙又は選任するための総会を招集しなければならない。
3. ○ 現実的には必要なことであるが、都再法上の規定はない。
4. × 都再法第 15 条第 1 項。
→条文は「国土交通省令で定めるところにより……当該事業計画の案を周知させるために必要な措置を講じなければならない。」

[No. 8]13-34

正解 3

1. ○ 都再法第 10 条。
2. ○ 都再法第 20 条及び都再法施行令第 5 条
3. × 都再法第 11 条及び都再法施行令第 7 条の規定により、組合員名簿の変更については、都道府県知事への届出義務はない。
4. ○ 都再法第 20 条の規定により、組合員は施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有するものであり、譲渡により権利がなくなれば、組合員でなくなる。

[No. 9]19-30

正解 2

1. × 都再法第 16 条より、定款は縦覧しない。 都再法第 12 条第 1 項（→法第 7 条の 12）より、公共施設管理者同意は、認可前に必要。
2. ○ 都再法第 16 条第 1 項、第 11 条第 4 項（→法第 7 条の 9 第 3 項）。
→（都再法第 11 条第 4 項）読み替え→（法第 7 条の 9 第 3 項）都道府県知事は、第 1 項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。
3. × 定款は縦覧しない。
4. × 公共施設管理者同意は、認可申請前に必要。

[No. 10]16-31

正解 4

E → F → A → C → D → B

・ 組合設立認可申請（C）前

→ 公的住宅建設者に対する参加組合員としての参加の機会の付与（E） 都再法第 13 条

→ 住宅を取得する参加組合員の選定（F） 原則定款の策定前まで。

→ 定款及び事業基本方針の策定（A）

・ 組合設立認可申請（C）後

→ 組合成立（D）

→ 事業計画の縦覧（B） 都再法第 16 条第 1 項

→ 組合設立前後のスケジュールはきちんと覚えよう！